

介護サービス事業者 代表者 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局高齢社会部事業者指導課)

適正な介護サービスの提供及び法令遵守の徹底について（通知）

本市指定の介護サービス事業所において、別紙のとおり不正事案があり、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、本日付けで1法人1事業所に対し、行政処分を行いましたので、下記のとおり通知します。

本市は、再発防止のため、今後も不適切な運営を行っている恐れがある事業者に対しては、事前通告なしの監査等を実施し、悪質な場合は指定取消しなどに加え、刑事告訴も検討します。

介護保険制度は、公費（税金）や保険料を財源として運用されており、市民の信頼のうえに成り立っていることを、介護保険事業に携わる一人ひとりが改めて自覚して運営する必要があります。

貴職におかれましては、自主点検を実施するなど、サービス提供と介護給付費請求の適正化を図られていることと存じますが、今後ともこれらの点検を定期的かつ確実に実施するとともに、法令遵守の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 不正事案の概要

別紙のとおり

2 再発防止の対応

(1) 自主点検について

本市ホームページに掲載している基準適合表などを活用し、自主点検を行ってください。自主点検の結果、各種加算も含め介護給付費の算定誤りがあった場合は、過誤調整により請求の適正化を図るとともに、自主点検（過誤調整の手続きを含む）の結果を記録し、点検日から5年間保管してください。

なお、今後実施する運営指導等において、自主点検が適切に行われておらず、不適正な請求が確認された場合は、引き続き法人代表者との面談指導などを行います。

※ 基準適合表の掲載場所

福岡市HP > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 5 介護サービス事業所の運営指導・監査 > 基準適合表

※ 過誤調整について

福岡市HP > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 10 介護報酬時の過誤処理【介護保険課】

(2) 加算の算定について

加算の算定要件を十分に理解せずに加算を請求し、要件に適合していない状況が長期間継続した結果、返還金が高額になる事案が発生しています。

各種加算は、その算定要件を満たし、より質の高いサービスを実現した場合に、請求できるものです。加算の算定要件を満たしていなかった場合は、過誤調整等による返還が必要となりますので、ご注意ください。

改めて集団指導資料や誤りやすい算定例（令和6年3月12日付福岡市通知）、関係法令等を確認いただき、適正な介護報酬の請求に万全を期してください。

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

指導調整担当 Tel : 092-733-5348

在宅指導係 Tel : 092-711-4257

施設指導係 Tel : 092-711-4319